

1 ごみ処理広域化に係る市民説明会の開催状況

地区	日時	会場	人数
西の里地区	令和4年(2022年)9月22日(木)18時30分	西の里会館	14人
団地地区	令和4年(2022年)9月28日(水)18時30分	団地住民センター	23人
団地地区	令和4年(2022年)9月29日(木)18時30分	団地住民センター	10人
東部地区	令和4年(2022年)10月5日(水)18時30分	中央公民館	20人
東部地区	令和4年(2022年)10月11日(火)18時30分	芸術文化ホール	13人
西部地区	令和4年(2022年)10月6日(木)18時30分	農民研修センター	19人
大曲地区	令和4年(2022年)10月13日(木)18時30分	夢プラザ	28人
日曜説明会	令和4年(2022年)10月16日(日)14時30分	芸術文化ホール	38人

計8回の説明会で165人の方が参加しています。

2 ごみ処理広域化に係る市民説明会で出された質問や意見

【ごみの排出に関すること】

ごみの収集日が週2回から週5回に変更された場合、ごみを週5日出さないといけないのはこれまでに比べて負担が増加するのではないのでしょうか。

→ 収集日は週5日になりますが、すべての収集日に必ず排出する必要はありません。収集日5日のうちからご都合にあわせてごみ出ししていただけますので、一回に持ち出すごみの量が減るなど、ごみ出しの負担は軽減すると考えられます。

スプレー缶の分別区分が「危険ごみ」から「有害ごみ」に変更された場合、どのようなことが変わのでしょうか。

→ 分別区分が「危険ごみ」から「有害ごみ」へと区分変更された場合、ごみ処理手数料が有料から無料となります。透明か半透明の袋に入れて排出していただきます。また、これまで同様、中身を使い切ったうえで、穴開けはせずに排出してください。

燃やせるごみに生ごみを混入しても問題ないのでしょうか。

→ これまで同様に「生ごみ」の分別区分の変更はありませんので、引き続き分別にご協力願います。

□焼却処理を開始するのであれば、細かい分別は必要ないのではないのでしょうか。

→ 焼却処理の開始後も、限りある資源をリサイクルし、環境への負荷を軽減するため分別は必要になりますので、ご協力願います。

□卵の殻はどのような分別になるのでしょうか。

→ 現在の分別区分は「普通ごみ」ですが、令和 6 年度からの分別区分は「燃やせるごみ」となります。また、分別の詳細は令和 5 年度中に新しい分別区分が掲載されている分別冊子（クリーンタウンきたひろしま）を全戸配布する予定です。

□80 円のごみ処理券を廃止すると、粗大ごみで出すものが増えますが、毎月の収集回数を増やすのでしょうか。

→ 説明会后、市で検討しましたところ、80 円のごみ処理券は使用されている枚数が少なく、廃止後に指定ごみ袋で収集できるようにするものも多いことから、現状の収集頻度での運用を考えています。

【ごみステーションの管理に関すること】

□ごみの収集日が週 2 回から週 5 回に変更された場合、ごみステーションを管理する方たち（自治会・町内会等）の負担が増えるのではないのでしょうか。（例：冬期間の除雪等）

→ ごみの収集日が週 2 日から週 5 日になることで、ごみステーションを管理する頻度が増加します。一方で、一度にごみステーションに出されるごみの量が減ることも想定されます。そのなかで、可能な限り特定の方の負担を軽減するために、個別にご相談に乗らせていただきます。また、ごみステーションの整備に係る費用の補助も行っておりますので必要に応じてご検討いただければ幸いです。

【指定ごみ袋の変更にに関すること】

□手数料の改定に伴い、指定ごみ袋はいつから変更されるのでしょうか。また、変更後の余った古い指定ごみ袋の取り扱いはどのようなになるのでしょうか。

→ 新しい指定ごみ袋の使用開始は令和 6 年 4 月からを予定しています。また、変更後に余った古いごみ袋は、一定の経過措置期間内で利用できるように新しい指定ごみ袋と古い指定ごみ袋の差額シールを貼って使用していただく等の対応を検討しています。

□指定ごみ袋の色を統一するとごみの排出時に混同するのではないのでしょうか。

→ 新しい指定ごみ袋の色は薄め色の導入を検討しておりますので、袋の中身の確認は容易になると考えています。

□40ℓの指定ごみ袋は10枚売りではなくて、5枚売りに販売枚数を減らせないのでしょうか。

→ 40ℓの指定ごみ袋は他の指定ごみ袋に比べて、使用頻度が少ないと思われます。現在でも市内で1枚単位のバラ売りを行っている取扱店があります。また、取扱店一覧は市ホームページおよびクリーンタウンきたひろしまに掲載しています。

□令和6年度から新設予定の1.5ℓの指定ごみ袋は「生ごみ」の袋だけでしょうか。

→ 「生ごみ」の指定ごみ袋のみ1.5ℓのサイズを新設する予定です。「生ごみは小まめに排出したいので、より小さいサイズの袋を作ってほしい」とのご意見を多数いただいていることから作製する予定です。

【ごみ処理手数料の改定に関すること】

□ごみ処理手数料の値上げ率50%は大きすぎるのではないのでしょうか。

→ ごみ処理にかかる経費は、ごみを出す方が支払っているごみ処理手数料と市民の皆さんが等しく支払っている税金などで賄われています。焼却処理の開始に伴い、ごみを出す方が支払っているごみ処理手数料の割合が減少し、皆さんが等しく支払っている税金の割合が増加する見込みとなっており、現行の負担割合を保つための改定としているところです。

□クリーンセンターへの直接搬入の手数料改定の値上げ幅が大きすぎるのではないのでしょうか。

→ ごみステーションに排出することができる少量のごみの搬入が多く、クリーンセンターへのごみの直接搬入の増加によりクリーンセンターの本来業務を圧迫している状況です。値上げ幅が大きいことから令和6年4月に120円/10kgに改定した後、令和7年4月に150円/10kgに改定する案としています。

【その他】

□町内会の管理に係る負担等を考えて、戸別収集（各世帯ごとの収集）にしてはどうでしょうか。

→ 市では4年に1度、無作為に抽出した1,000世帯を対象にごみの減量、リサイクル意識、ごみの収集方法等に関するアンケートを行っています。そのアンケート結果で戸別収集を希望する方は全体の18%（費用をかけても戸別収集を希望する方はそのうち8.9%）に留まり、大半の方はステーション収集を希望しております。また、戸別収集を導入した場合、収集運搬にかかる経費や所要時間も大きく増加します。そのような実態を踏まえて、ごみの焼却処理開始後も、現行のステーション収集を予定しています。

□ごみ処理経費には、どのようなものが含まれているのでしょうか。

→ 現在、経常的にかかっている収集運搬経費や処理経費等を基に、令和6年度の焼却処理開始後にかかる燃やせるごみの収集運搬経費やごみを圧縮する中継施設の建設費、焼却施設の分割してかかる建設費や維持管理費等の負担金を推計して積算をしています。

□なぜ千歳に焼却施設を建設するのでしょうか。運搬等に係る経費が増加するのでしょうか。

→ 北広島市単独で焼却施設を建設し、維持するよりも、広域処理により2市4町で処理量に応じて維持費等を負担した方が経費を抑えることができます。また、焼却施設の場所に関しては経費以外にも様々な条件を検討した結果、千歳に焼却施設を建設することが決定しています。